

いしかわの木のおもちゃ貸し出し要領

制定〔平成28年11月2日適用〕

改正〔令和5年7月 日適用〕

1 趣旨

県民が身近な木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらうため、次のとおり「いしかわの木のおもちゃ」の貸し出しを行う。

2 貸し出しする用具

貸し出しする「いしかわの木のおもちゃ」は、別紙1に示すとおりとする。

3 貸し出し条件

(1) 対象者

当要領第1項の趣旨に合致する利用、イベント及び講習会等を実施する県内在住の者または、県内に主たる活動拠点のある者。ただし、営利目的の活動は対象外とする。

(2) 貸し出し期間

最長10日間とし、返戻日が土日・祝祭日の場合はその翌日とする。

(3) 受け渡し

受け渡し場所は、石川県農林総合研究センター林業試験場(以下「林業試験場」という。)とし、受け渡し時間は、原則として、平日の9時30分から16時30分までとする。

(4) 使用料

無料。ただし、故意または重大な過失による損傷や紛失があった場合は、賠償を求めることがある。

4 貸し出し手続き

貸し出し申請書(別記様式1)に必要な事項を記入のうえ、林業試験場長へ提出(FAX又はメール可)するものとする。林業試験場長は、貸し出し申請書の内容及び貸し出し状況を踏まえ、貸し出しの可否及び期間を連絡する。

5 返却手続き

借用者は、貸し出しを受けた用具類の汚れを落とし、衛生管理に十分に配慮し、その種類と数量を確認し、期限までに林業試験場へ返却するものとする。

6 利用状況の公開について

用具の利用状況については、林業試験場のホームページなどで紹介することもあるので、利用状況の写真提供に協力されたい。

7 その他の注意事項

(1) 貸し出し申請者に記載された使用目的以外での使用を禁止する。

(2) 貸し出しする用具の使用中的事故等に関して、林業試験場では一切の責任を負わない。

(3) 借用者は、誤飲等に注意するなど、安全管理に十分な措置を講じること。